

湘南地区メディカルコントロール協議会標準化教育作業部会上級技術指導員運用要領

(目的)

第1条 この要領は、湘南地区メディカルコントロール協議会標準化教育要領に基づき、湘南地区メディカルコントロール協議会標準化教育作業部会で実施する各研修コースの運営を円滑に実施するため、指導的な位置づけとしての技術指導員を湘南地区メディカルコントロール協議会標準化教育作業部会上級技術指導員（以下「上級技術指導員」という。）とし、それを運用するにあたり、必要な事項を定める。

(上級技術指導員)

第2条 上級技術指導員は、湘南地区メディカルコントロール協議会標準化教育作業部会において開催される湘南MC指導員養成コースを受講し、技術指導員の認定証を交付された消防職員の中から消防機関が推薦し、標準化教育作業部会が選出する。

(要件)

第3条 各研修コースの運営を円滑に実施するために、救急活動における高度な知識と技術を持ち、卓越した教育技法を兼ね備えた救急救命士を選出するにあたり、標準化教育作業部会で開催した過去の各研修コースでの合計指導回数8以上を要件とする。ただし、要件とする回数については、各研修コースの運営状況により、標準化教育作業部会で協議し、決定することも可能とする。

(認定等)

第4条 湘南地区メディカルコントロール協議会会長は、前条の要件を満たし、消防（局）長から上級技術指導員として推薦された者に認定証（別紙様式1）を発行する。

2 標準化教育作業部会は、上級技術指導員として認定された者を指定者名簿に登録するものとする。

(コースの運営)

第5条 研修コースごとに定められたカリキュラムに基づき、担当責任医師及び運営担当者と連携をとりながら、指導管理員として、円滑な運営にあたるものとする。

(運用要領の改正)

第6条 この運用要領の改正は、標準化教育作業部会の議決を得なければならない。

(その他)

第7条 この運用要領に定めのない事項については、標準化教育作業部会で協議し、決定するものとする。

附則

この運用要領は、平成26年6月27日から施行する。

附則

この運用要領は、令和5年6月14日から施行する。

この運用要領は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。

様式 1

	標準化教育作業部会 上級技術指導員認定証
〇〇〇消防本部	
湘 南 太 郎	
上記の者、上級技術指導員として認定します	
令和 年 月 日 湘南地区メディカルコントロール協議会 会 長 〇 〇 〇 〇	
印	